アメリカ合衆国における"憲法上の基本的人権"学習論 ― 『権利章典ガイド』を手がかりとして ―

中原朋生

A Study of Instruction Model on "Constitutional Rights" Learning in the United States of America: on the Basis of "The Bill of Rights: a user's guide"

Tomoo NAKAHARA

キーワード: 社会科教育,憲法学習,基本的人権,アメリカ合衆国,権利章典

概 要

本稿の目的は、アメリカ合衆国における憲法上の基本的人権に関する代表的な教育プロジェクトである『権利章典ガイド』を分析し、わが国の社会科教育における憲法学習を改善していくための示唆を得ることにある。

『権利章典ガイド』は、"多数決によっても侵すことのできない基本的人権"を保障しようとする"立憲民主主義"の意義を、生徒たちが議論や投票などの経験的な学習によって研究する学習論を提示している。

わが国の社会科教育においても、多数決を原理とする民主主義社会において"なぜ憲法によって基本的人権が保障される必要があるのか"を、生徒たちが主体的に研究していく憲法学習が必要である。

1. 問題の所在

本稿の目的は、アメリカ合衆国における憲法上の基本的人権^{注1}に関する代表的な教育プロジェクト(教科書、学習資料、教師用指導書などのセットで構成される具体的な教育計画)を分析し、わが国の社会科における憲法学習を改善していくための論理を明らかにすることにある。

現在、わが国において憲法改正の論議が活発に行われている。このような状況のなかで、学校教育とりわけ社会科教育における憲法学習は、生徒たちが憲法上の基本的人権の規定を理解し活用できる市民となるために、重要な役割を担っていると考えられる。

しかし、現行の社会科における憲法学習は、立憲民主主義にもとづく憲法の役割を生徒たちに十分に認識させておらず、憲法上の基本的人権に関する誤解や混乱を生じさせているとの指摘がある¹⁾. 例えば「憲法に規定されている"基本的人権の尊重の義務"は誰にあるのか?」という問いに、大学生でも"国民"と答

える場合が多い. 憲法は,政府(立法・司法・行政機関及び公務員)が国民の権利を侵害しないこと約束したものであり,基本的人権の尊重の義務が原則として"政府"にあること^{2,3)}を多くの生徒が理解していない.また,憲法上の基本的人権の規定が個人と個人の関係(私人間)にも直接適用されると考えている生徒も多いが,これも通説⁴⁾からはずれた理解である.これらの誤解や混乱は、学校教育における憲法学習が、十分に機能していないことの証左である.

このような問題に対して、アメリカ合衆国における 憲法上の基本的人権学習は、憲法がなぜ生まれたのか、 その起源や歴史を生徒たちが十分に研究し、憲法上の 基本的人権について積極的に議論する授業を展開して いる点で示唆に富む.また、周知のとおり、日本国憲 法の草案は、GHQ 民政局のメンバーであるアメリカ 人によって執筆され、基本的人権の規定、特に自由権 や刑事手続きに関する条文は、アメリカ合衆国憲法を 起源としている^{5.6}.この点からも、アメリカ合衆国に おける基本的人権学習の論理を明らかにすることは、 意義深いと考えられる.

そこで本稿では、アメリカ合衆国で開発された代表的な憲法上の基本的人権に関する教育プロジェクトである『権利章典ガイド』^{7,8)}をとりあげ、全体計画と単元

(平成18年9月28日受理)

川崎医療短期大学 医療保育科

Department of Nursing Childcare, Kawasaki College of Allied Health Professions

構成を分析することをとおして、上記の問題を解決していく示唆を得ていきたい。なお、本稿では、先行研究^{9,10)}や別稿^{11,12)}において十分に考察されていない"立憲民主主義にもとづく基本的人権の保障の意義"に関する学習に焦点をしぼり分析をすすめたい。

2. アメリカ合衆国における基本的人権保障の特徴

アメリカ合衆国において、基本的人権の保障をめぐり最も重要な役割を果たしているのは、合衆国憲法である。とりわけ1791年に成立した合衆国憲法修正1条~修正10条は"権利章典"(The Bill of Rights)とよばれ、アメリカ市民の自由の象徴として200年以上も生き続けている文書となっている。

権利章典によって保障されている基本的人権は, もっぱら自由権であり,生存権や労働権といった社会権 は含まれていない。権利章典の構成は,修正1条におい て「政教分離と信教の自由」,「言論・出版の自由」,「集 会の自由」,「請願権」を保障している以外,ほとんどが 裁判や刑事手続きを保障した条文からなっている¹³⁾.

また、1868年に成立した修正14条は"法の下の平等" や"デュープロセス"を定め、権利章典とともに基本的人権保障の拡大に大きな役割を果たしているとされる 14 .

しかし、権利章典成立後の基本的人権に関わる重要な修正はこの修正14条のみである。合衆国憲法の基本的人権保障は、日本国憲法などに比べるとかなり限定的なものとなっている。この理由は、合衆国憲法が連邦政府による市民の自由への侵害を防ぐために生まれた世界最古の成文憲法であり、成立時の基本理念を堅持しているからである。つまり、合衆国憲法は、連邦政府が市民の自由を侵害しないことを約束し、その約束を簡素に規定するという古典的な立憲民主主義の原則に徹しているわけである。

アメリカ市民は、伝統的に権利章典の規定を利用し、 具体的な裁判を提起することによって基本的人権の拡 大を図ってきた. 特に、連邦最高裁判所による司法審査 は、ときに連邦政府による法律を憲法違反として無効 とすることもあり、アメリカ市民の基本的人権の拡大 に大きな役割を演じてきている. そして、現在では最高 裁の判例によって、権利章典の適用範囲が州政府の行 為にも及ぶようになっている. また、判例をもとに一 般法律が制定され権利が保障されていく事例も数多く ある. 例えば、黒人差別を違憲とする判決をもとに成 立した一連の公民権法は、その代表的なものである. 以上のように、アメリカ合衆国の基本的人権保障は、 ①権利章典による自由権中心の保障、②古典的な立憲 主義の徹底、③最高裁判所の司法審査による積極的な 権利の実現、などに特徴がみられる。

3. 『権利章典ガイド』の教育目標

アメリカ合衆国の歴史は、権利章典による基本的人権拡大の歴史と言っても過言ではない¹⁵⁾. そのため、学校教育においても権利章典の学習は非常に大切にされている。特に中等教育レベルでは、様々な教育プロジェクト^{16,17)}が開発され実践されている。

本稿で分析対象とする『権利章典ガイド』は、バージニア州にある非営利・無党派の教育団体であるクローズアップ財団(Close up Foundation)によって、政治・市民性教育プロジェクトのひとつとして開発された。『権利章典ガイド』は、権利章典に関するバランスのとれた分析と市民の法的過程への参加を促す内容であることが評価され、全米法曹協会(American Bar Association)からシルバーゲイベル賞(Silver Gavel Award:全米において司法の発展に顕著な貢献があったものに贈られる賞)を授与されており、アメリカ合衆国における権利章典に関する代表的な教育プロジェクトとなっている。

『権利章典ガイド』の開発目的について、編者は次のように述べる 18 .

『権利の章典ガイド』は、あなたの生徒たちが「いかにして権利章典が合衆国憲法の一部となったのか」「権利章典のなかにある権利はどんな意味を持つのか」「なぜ、いつの時代の市民にとっても、権利章典は重要であり続けるのか」を理解する手助けをするために作成された。

また、学習目標として、次の4点を挙げている。

- ①合衆国憲法における権利章典の発達とその歴史に ついて理解し議論する.
- ②権利章典と修正14条の各条文の用語と意味を分析する.
- ③なぜ、アメリカ合衆国の民主主義にとって権利章 典と修正14条がそれほどまでに重要なのか説明す る.
- ④権利章典の理念の実現における市民の役割を研究 する.

このように『権利章典ガイド』は、権利章典がアメ リカ合衆国の民主主義にとってどのような重要性や役 割を持っているのかについて、各条項によって保障さ れる権利の起源,歴史,判例から分析するとともに, 権利保障が実現されるための市民の役割を研究することを目標としている.

4. 全体計画 — 権利章典を生きた文書とするためのガイド —

『権利章典ガイド』は、散文的で不透明な規定の多い権利章典を、いかにして現在の市民が活用可能なものにしていくかという問題意識から内容編成されており、結論を先取りすると、大きく2つの内容編成原理が指摘できる。第1に、生徒に"権利章典成立期の社会状況"と"起草者の意図"の研究を促し、権利章典成立の"起源"を探求できるように内容を編成する。第2に、権利章典によって保障されたすべての権利の歴史と意味を憲法条文の順に研究し、実社会における権利をめぐる問題に適用可能な"判例"をできるだけ多く提示するというものである。

『権利章典ガイド』の全体計画に分析を加えて表1に示した。全体計画は、導入単元「生きている権利章典」、大単元1「権利章典の誕生」、大単元2「最初の10の修正条項」、大単元3「権利章典を超えて」、終結単元「権利章典の未来」という5つの単元から構成されている。5つの大単元は、その内容の分析から3つのパートに構造化することができる。

導入単元及び大単元1は、権利章典の成立過程とその意義を研究していくパート1にあたる. 導入単元「生きている権利章典」では、200年以上も前に制定された権利章典が、なぜ、現在もアメリカ市民にとって重要な役割を担い続けているのか、また、市民は権利章典に何を期待し、どのような行動をとることによってそれを生きた文書にしてきたのか、というプロジェクト全体の主題を提示している. 続く大単元1「権利章典の誕生」では、「権利の概念」「権利章典の歴史」という2つの小単元が設定されている. ここでは、権利章

表 1 『権利章典ガイド』の全体計画と内容分析

	全 体 計 画	内 容 分 析		過
大 単 元	小 単 元	主な学習内容	研究課題	程
導入:生きている権利章典	生きている権利章典	・現代社会における権利章典の役割	権利章典	18
1:権利章典の誕生	権利の概念	・権利の定義 ・権利保障システム	の成立過程立とそ	1
	権利章典の歴史	・権利章典の確立史 ・連邦主義と反連邦主義	の意義	1
2:最初の十の修正条項	修正 1 条①「信教の自由」	・信教の自由の歴史 ・公立学校における宗教		
	修正 1 条②「言論の自由」	・言論の自由の歴史 ・いやがらせ表現		
	修正 1 条③「出版の自由」	・出版の自由の歴史 ・事前抑制		
	修正 1 条④「集会の自由」	・集会の自由の歴史 ・平穏な集会		
	修正 2 条 「人民の武装権」	・民兵の歴史 ・銃規制	権利章典に列挙さ	
	修正3条 「軍隊の舎営の制限」	・軍隊の舎営の歴史 ・プライヴァシー権		18
	修正4条 「不合理な捜索,押収,抑留の禁止」	・刑事捜査の歴史 ・犯罪捜査の適正化	れた権利の起源・	1
	修正 5 条 「大陪審の保障, 二重の危険, デュー・プロ セスおよび財産権の保障」	・刑事手続きの歴史 ・刑事訴追手続き	歴史・判 例の研究	2
	修正6条 「陪審審理の保障その他刑事手続き上の人権」	・刑事裁判の歴史 ・刑事裁判		
	修正7条 「民事事件における陪審審理の保障」	・陪審裁判の歴史 ・陪審員制度		
	修正8条 「残酷で異常な刑罰の禁止等」	・刑罰の歴史 ・死刑制度		
	修正9条 「人民の権利に関する一般条項」	・列挙された権利と列挙されていな い権利		
	修正10条 「留保権限」	・権利保障における国家と州の関係		
3:権利章典を超えて	修正14条 「合衆国の市民権, デュー・プロセス, 法の前の平等, その他」	・権利章典の州への適用 ・平等権	権利章典による権	パー
終結:権利の未来	権利の未来	・新しい権利 ・社会権保障の可能性	利保障の 拡大	۱ 3

Linda R. Monk and Charles R. Sass, *The Bill of Rights: a user's guide Teacher's Guide*, Close up Publishing, 2004. 及び Linda R. Monk, *The Bill of Rights: a user's guide*, Close up Publishing, 2004. を参照し筆者作成

典の起源を、イギリスにおける市民階級による権利獲得過程と植民地アメリカにおける権利章典の成立過程に求め、当時の社会状況の研究から権利保障の必要性を探究していくようになっている。そして、憲法制定時の権利章典をめぐる連邦主義者と反連邦主義者の議論を分析し、憲法の起草者が権利章典を連邦政府の権力を抑制していくための装置としようとしたことを学ぶよう構成されている。

大単元 2 はパート 2 にあたり,権利章典と呼ばれる修正 1 条から修正10 条までを学習対象とする本プロジェクトの中心的なパートとなっている。ここでの学習は,権利章典に列挙された権利について,起源,歴史,判例,という視点から研究が行われる 22 .

大単元3及び終結単元はパート3にあたり、権利保障の拡大について研究していく。大単元3は、権利章典に加え権利保障の範囲を拡大させた修正14条をとりあげている。終結単元「権利の未来」では、「権利の拡大」「世界人権宣言とアメリカ合衆国の権利保障」が学習課題となっている。ここでは、アメリカ合衆国の権利保障が自由権を中心とするのに対して、世界各国は、社会権などの政府による能動的な取り組みを必要とする積極的権利の保障を明文化していることを学習する。そして、生徒間で合衆国憲法に積極的権利の規定を設けるべきかについて議論を促し、権利の未来を予測することでプロジェクトの終結としている。

以上のように、本プロジェクトは、①権利章典の成立過程の研究、②権利章典の各条文に列挙された権利の歴史・判例の研究、③権利保障の拡大と未来についての研究という3つの研究課題から全体計画を行って

いることがわかる。

このような内容編成を採用している理由は,権利章 典の基本的な性格にもとづいている。権利章典は,演繹 的で体系的な理念によって規定されたものではなく, 連邦制の確立期に,どうにか個人の権利を確立しよう とした起草者たちがイギリス政府から受けてきた弾圧 をふまえ,帰納的かつ経験的に規定したもので,あい まいで散文的な印象は否めない。しかしこの"あいま いさ"が,権利章典の柔軟な解釈を生みだし,権利章 典を現在の市民も活用可能な生きた文書としている。 本プロジェクトは,権利章典の"あいまいさ"に教育 的意義を見出し,生徒自身が権利章典の歴史,判例を 主体的に研究していくことにより,権利章典を生きた 文書にしていくことをめざしているわけである。

5. 小単元 「権利の概念」 における単元構成 — 「権利の概念」 の存在意義の解明 —

(1) 単元計画

『権利章典ガイド』は、権利章典を生徒たちが活用できるようになるために、どのような論理から単元を構成するのであろうか。本プロジェクトの導入となる小単元「権利の概念」を事例に考察していきたい。本単元を取り上げるのは、生徒たちに権利章典の重要性や機能を明確に認識させる授業を展開しており、問題の所在において指摘したわが国の授業の改善に大きな示唆を与えると考えるためである。

小単元「権利の概念」の単元構成を表2に示し、また本単元の中心となっているパート2の教授・学習過程を教授書の形式で再現したものを表3に提示した.

大 2 寸 子 2 1 「在 1 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
テーマ	主な問題	学 習 活 動	E	単元の構造				
1権利の概念	①「権利」の意味は何か?②あなたはどのような権利を持つか?③法的権利と自然権の違いは何か?	権利の概念定義自己の権利把握権利の分類	パー	権利の概念				
2アメリカ市民としての権利	①あなたはアメリカ市民としてどのような権利を 持つのか? ②権利章典によって保障されている権利は何か?	・アメリカ市民としての権利把握 ・権利章典に規定されている権利 の把握	ኑ 1	的把握				
3権利章典により保障されて いる権利	①あなたは、権利章典のなかでどの権利が重要であると考えるか?またそれはなぜか?②クラス全体ではどの権利が重要であると考えるか?また、それはなぜか?	・個人による価値判断 ・クラス投票による多数決	パー	民主主決(多数決)を 類似体で を を を 利章 世の解明				
4 民主主義における少数者の 権利保障	①なぜ、民主主義社会において少数者の権利保障が重要となるのか? ②民主主義システムにおいて権利章典はどのような役割を果たしているのか?	・民主主義の弱点の認識・権利章典の機能の説明	1 2					

表 2 小単元 1 「権利の概念」の単元構成

Linda R. Monk and Charles R. Sass, *The Bill of Rights: a user's guide Teacher's Guide*, Close up Publishing, 2004, pp 8-9. Linda R. Monk, *The Bill of Rights: a user's guide*, Close up Publishing, 2004, pp 13-20. を参照し作成。

表 3 パート 2 「権利章典により保障される権利」「民主主義における少数者の権利」の教授・学習過程

展開	教師の発問・指示	教授学習活動	生徒から引き出したい知識・活動	過程
導入	学習活動3「権利章典により保障される権利」 ◎「権利章典」によって保障される権利のなかで、 あなたが重要であると考えるものは何ですか?	T:発問する P:問題把握	◎権利章典を参照し、自分が重要であると考える権利を挙げる。	問題把握
展開1 権利のランキング	 ①「ハンドアウト1:権利と自由のランキング」を解きなさい。 ・リストのなかで、あなたが重要であると考える権利を10選びなさい。 ・あなたが選んだ10の権利のなかで、最も重要なを権利はどれですか?また、なぜ最も重要なのですか? ・あなたが選んだ10の権利のなかで、あまり重要でない権利はどれですか?また、なぜ重要でないのですか? ・あなたが選ばなかった7の権利のなかで、リストから最もはずしにくかった権利はどれですか?また、なぜはずしにくかったのですか? ・あなたが選ばなかった7の権利のなかで、リストから最もはずしやすかった権利はどれですか?また、なぜはずしやすかったを利はどれですか?また、なぜはずしやすかったのですか? ・10の権利を選ぶうえで難しかったことや、その過程で考えたことについて書きなさい。また、残り2~3の権利を選ぶとき、いかに困難な選択をしたのかを書きなさい。 	T:指示する P:答える	①「ハンドアウト1:権利と自由のランキング」を解く一「権利章典」によって保障されている以下の17の権利リストを参照し答える. 【信教の自由】 【言論の自由】 【出版の自由】 【集会の自由】 【前願権】 【武器を保持する権利】 【不合理な捜索、押収、抑留の禁止】 【正当な理由に基づく捜査令状の発行】 【公訴提起前の大陪審による正式起訴の必要】 【同一犯罪について重ねて刑事罰を科すことの禁止(二重の危険)】 【本人の意思に反して証言を強要することの禁止】 【法の適正な過程によらない生命及び自由、財産の収用の禁止】 【公共の用のために私有財産を収用する場合の正当な補償】 【公平で迅速な裁判を受ける権利】 【刑事事件において弁護を受ける権利】 【刑事事件において弁護を受ける権利】 【過大な額の保釈金の禁止】 【残酷で異常な刑罰の禁止】	生徒・ひよる判断
展開2 模擬投票	②プリントに列挙されている17の権利のなかで、最も重要なものはどれですか?ひとり1票で投票しなさい。 ・なぜ、ある権利は上位にランクされ、ある権利はされないのかについて議論しなさい。 ・もし、下位にランクされていたり、投票されなかった権利が保障されなかったなら、公民権や自由権の侵害となりませんか?	T:発問する P:投票する T:指示する P:議論する T:発問する P:答える	② (重要であると考える権利に投票する.) ・(さまざまな議論)「解答例:上記の権利は、信教の自由、表現の自由 (言論・出版・集会の自由)、請願権、正当な保障なしの公用収用の 禁止のほかは、すべて裁判の手続的な権利保障であり、権利の重要性 に違いがあるのではないか.」 ◎リストに列挙されている17の権利は、すべて、諸個人にとって重要で あるだけではなく、アメリカ市民すべてにとって重要である.	クラス投票による 民主主義 の擬似体 験
展開3 民主主義の弱点	学習活動4「民主主義における少数者の権利」 ○教科書19ページの下にあるジェームス・マディソンの引用を読みなさい。 マイノリティー(少数者) ①民主主義における権利の重要性について議論しなさい。 ・全体主義政府による圧政は民主主義の危機であるというマディソンの見解に同意できますか?	T:指示する P:読む T:指示する P:議論する T:発問する P:答える	「政府に権力があるところではどこでも圧政の危機は存在する。我々の 政府において、権力の大部分はコミュニティーにある。個人の権利へ の侵害はとりわけ恐れられるものであるが、政府がすべての選挙民の 意思に反しない行動をとれば、政府からの権利侵害はおきない。しか し、政府が多数派の選挙民の支持を単に手段とした場合、政府の行動 は少数派の権利を侵害していく。(ジェームス・マディソン)」 ・民主主義は選挙・投票による多数意見に基づく政治システムであり、 マイノリティーや弱者の権利は、常に侵害される危険性がある。民主 主義にマイノリティーの権利を保護していく装置をどのように組み 込むかは、自由社会において重要課題である。	民主主義 の弱点の 認識
終結 権利章典の役割	②民主主義は制限されるべきですか? ・多数者による圧政は何をもたらしますか? ・アメリカ史や世界史において、圧政が行われた例を挙げなさい。	T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する	・マイノリティーの権利や多数決では見過ごされる重要な権利を保護していくために、多数意見に基づく民主主義は、自らに制限を加える必要がある。まさに権利章典は多数決による民主主義システムにおいてマイノリティーの権利を守るためにつくられている。・マイノリティーの権利侵害 ◎アメリカでは、奴隷制による黒人への権利侵害をはじめ、第2次世界大戦時の日系人の強制収容、マッカーシーによるレッドパージなど、多数派による圧政(権利侵害)が繰り返されてきた。また、世界史をみれば、例えば、ナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺などがある・ナチスは、民主主義に基づく多数決によって政権をとりながらも大規模な圧政(権利侵害)を行った。	民主主義 の弱点を 補う典の 章典性の認 識

Linda R. Monk and Charles R. Sass, *The Bill of Rights: a user's guide Teacher's Guide*, Close up Publishing, 2004, pp 8 – 9, 及びLinda R. Monk, *The Bill of Rights: a user's guide-2nd Ed*, Close up Publishing, 2004, pp 13–20. を参照し作成。

表2を参照すると、本単元は、パート1「権利の概念的把握」とパート2「民主主義の擬似体験による権利章典の必要性の体験的把握」という2つのパートから構成されていることが分かる。パート1においては、権利の概念的理解と権利章典によって保障される自由権を中心とする権利の具体的把握を行う。パート2においては、多数決による民主主義の擬似体験を行い、民主主義における少数者の権利保障の必要性を認識させようとしている。単元全体は"権利章典の存在意義の解明過程"として計画されているわけである。

(2) 教授・学習過程 — "経験" と"認識"の往復による立憲民主主義の研究 —

では、本単元の中心的な部分であるパート2の教授・学習過程を、表3を参照しながら考察してみよう、パート2は、学習活動3「権利章典により保障される権利」と学習活動4「民主主義における少数者の権利」から構成されている。また、教授内容から、パート2全体は、導入、展開1、展開2、展開3、終結の5つの過程に分けることができる。

導入では、教師が「権利章典で保障されている権利 のなかであなたが重要であると考えるものは何です か?」と問い、授業のテーマを提示する.

展開1では、生徒一人ひとりが権利章典によって保障されている具体的な17の権利を参照し、自らの価値観によって権利に優先順位をつける活動を行う。生徒は「信教の自由」や「言論の自由」といった具体的な権利と「刑事事件において弁護を受ける権利」や「残酷で異常な刑罰の禁止」といった手続き的な権利を比較し、生徒なりの価値観に基づく優先順位づけを行う。教師は、生徒一人ひとりの価値観や信念を尊重し、各生徒に自由な価値判断を"経験"することを促す。

展開2では、クラス投票によって権利に順位をつける活動を行う。まず、一人1票で重要であると思う権利に投票し、クラスの権利ランキングを作成する。クラスのなかで民主主義の原理である多数決を"経験"するわけである。そして、教師は「なぜ、ある権利は上位にランキングされ、ある権利はされないのか?」と発問し、生徒に議論を促す。生徒は、例えば「"言論の自由"といった具体的な権利のほうが"刑事事件において弁護を受ける権利"といった手続き的な権利よりも重要ではないだろうか」と発言する場合もあるし「私は、アメリカ合衆国で少数派のイスラム教の信者なので、"信教の自由"が大切だと思う」と発言する場合もある。そこで教師は「多数決によって下位に順

位づけされた権利は、本当に重要ではないのか」と問う。民主主義社会であるアメリカ合衆国に生きる生徒たちは、普段から多数決に慣れ親しんでおり、素朴に「多数決の決定は正しく、善である」という常識を形成している。教師は、その常識に揺さぶりをかけるわけである。生徒は「もし、多数決によって信教の自由が禁止されたら、どうなるのだろうか」と自問する。そうすることで、図1のように多数決を原理とする民主主義が持つ危険性、つまり少数者や弱者の権利を侵す可能性を生徒自身が直観的に"認識"するよう促すわけである。生徒は、民主主義と権利は不均衡な関係にあり、個人や少数者の権利を守るためには、多数決による民主主義の横暴に対抗していく、何らかのシステムが必要であることを認識する。

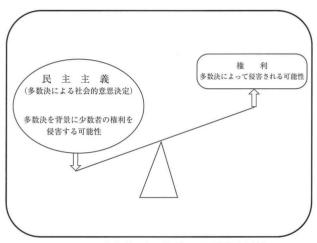


図1 "民主主義"と"権利"の不均衡な関係

展開3では、権利章典の執筆者であるジェームズ・マディソンの「多数決による民主主義政治における個人の権利侵害の可能性」を指摘する引用文を読み、彼の指摘について議論する。ここでは「全体主義政府による圧政は民主主義の危機である」というマディソンの指摘についても議論がなされる。生徒たちは、これまでの学習過程で、権利に関するクラス投票を"経験"し、個人や少数者(マイノリティー)の権利が多数決によって侵害される可能性が高いことを体験から"認識"している。議論をとおして、民主主義社会において、多数決によっても侵すことのできない権利を確定し保障することが必要であることを認識するわけである

続く終結部では、「民主主義には何らかの制限が必要か」という問題について生徒間で議論がなされる. 展開3の議論を踏まえ、生徒たちに真の民主主義社会に

は、多数決によっても侵害できない個人の権利を明記 しておく"権利章典"のようなシステムが不可欠であ り、図2のように権利章典(憲法)によって自己の権 力を制限しておくことが必要であることを具体的に認 識させる。いわゆる"立憲民主主義"の考え方の理解 を生徒に促すわけである。そして最後に、アメリカ史 や世界史のなかで多数決による民主主義が圧政を行っ た例として、奴隷制による黒人差別や第2次世界大戦 における日系人の強制収容, ナチスドイツのユダヤ人 大量虐殺などの事例を挙げさせる。これらの事例は、 すべて多数決を背景に少数者の権利を著しく侵害した 歴史上の出来事である。このような学習をとおして、 生徒たちは、現在ではあらゆる国家が標榜する単なる "民主主義"と、憲法による法の支配を前提とし多数 決原理に制限を加えている"立憲民主主義"を区別し ていくわけである。そして、権利章典は、民主主義の 発達と権利獲得の歴史のなかで, 多数派による少数者 の権利侵害を防ぐという立憲主義の論理にもとづき制 定され,作用していることを認識させ、学習の終結と している.

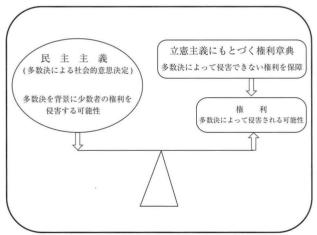


図2 権利章典による "民主主義" と "権利" の均衡化

以上のように、パート2の授業展開は、生徒たちに"投票"や"議論"といった将来、民主主義社会の建設に参加していくために必要となる"経験"を数多く導入していることが分かる。また、生徒たちは、それらの経験にもとづいて、研究活動を展開し、立憲主義についての"認識"を深めていた、授業は、経験と認識の往復による立憲民主主義の研究過程として組織化されているわけである。

6. 結 語

『権利章典ガイド』の分析から、明らかになった憲法上の基本的人権学習の論理は、以下の3点である.

第1に、『権利章典ガイド』は、生徒が憲法上の基本的人権の規定を理解し活用できる市民となることをめざし、①権利章典の成立過程の研究、②権利章典の各条文に列挙された権利の歴史・判例の研究、③権利保障の拡大と未来についての研究、の3つのパートから全体計画を行っている。

第2に、小単元「権利の概念」は、生徒が多数決原理(民主主義)と少数者の権利保障の葛藤を研究し、立憲主義にもとづき少数者の権利を守る"権利章典"の存在意義を解明するように単元構成されている。

第3に、具体的な授業は、単なる講義ではなく"投票"や"議論"といった将来、生徒が民主主義社会の建設に参加していくために必要となる"経験"を数多く導入し、それらの経験にもとづいて、民主主義の弱点を補う立憲主義への"認識"を深めている。

『権利章典ガイド』は、なぜ、憲法によって基本的人権が保障される必要があるのかを、生徒たちが様々な経験的な学習に基づき認識していく学習論を提示していた。生徒たちはこのような学習によって、多数決によっても侵すことのできない基本的人権を、憲法によって確定し保障する立憲民主主義の意義を認識していくわけである。

わが国の社会科教育における憲法学習に示唆するものが多いと考えられる.

注 釈

- 注1 日本とアメリカ合衆国では"憲法上の基本的人権"の規定 に違いがみられるため、本稿では、"憲法上の基本的人権" を両国に共通する"自由権と平等権"を主に指す用語とし て使用する。
- 注 2 パート 2 の単元構成については、別稿(引用文献 12) 中原 2006) において詳しく論じている。ご参照いただきたい。

引用文献

- 1) 衆議院会議録:第154回国会「憲法調査会基本的人権の保 障に関する小委員会」第3号,会議冒頭の阪本3考人の発 言,2002.
- 芦部信喜:憲法学Ⅱ人権総論,東京:有斐閣,pp.61-64, 1994
- 3) 橋爪大三郎: 人間にとって法とは何か, 東京: PHP 研究 所, pp. 66-74, 2003.

- 4) 芦部信喜:憲法, 東京:岩波書店, pp. 106-112, 1997.
- 5) ベアテ・シロタ・ゴードン:1945年のクリスマス 日本 国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝 —, 東京: 柏書 房, pp. 128—219, 2005.
- 6) 鈴木昭典:日本国憲法を生んだ密室の九日間,東京:創元 社,pp. 52-56,pp. 198-210,pp. 379-383,1995.
- 7) Monk LR and Sass CR: The Bill of Rights: a user's guide Teacher's Guide, 4th ed, The United States of America: Close up Publishing, 2004.
- 8) Monk LR: The Bill of Rights: a user's guide, 4th ed, The United States of America: Close up Publishing, 2004.
- 9) 溝口和宏:歴史教育における社会的判断力の育成(1) 法 的判断力育成のための歴史教材例 —, 社会科研究 50: 211-220, 1999.
- 10) 桑原敏典:憲法学習を中心とした公民教育改善の試み-アメリカ高校用教材『We the People』を手がかりとして-、公民教育研究 8:1-15,2000.
- 11) 中原朋生:権利に関する社会的ジレンマ研究としての社

- 会科 権利学習プロジェクト『自由の基礎』を手がかり に —, 社会科研究 58:2003.
- 12) 中原朋生:開かれた法認識形成 法的議論学習の論理 —,日本教科教育学会誌 29(1):19—28,2006.
- 13) 田中英夫編集代表:英米法辞典,東京:東京大学出版会, pp. 230-245, 1991.
- 14) 松井茂記:アメリカ憲法入門,第4版,東京:有斐閣,pp. 123-125,2000.
- 15) 阿川尚之:憲法で読むアメリカ史上, 東京:PHP 研究所, pp. 3-5, 2004.
- 16) Rhodehamel JH, Rohde SF and Blum PV: Foundations of Freedom: a Living History of our Bill of Rights, Los Angeles: Contitutional Rights Foundation, 1991.
- 17) Smith GB and Smith AL: YOU DECIDE Applying the Bill of Right to Real Cases, Critical, The United States of America: Thinking Press and Software, 1992.
- 18) Ibid 7), p. 5.